

# ボランティア行事用保険

(<http://www.fukushihoken.co.jp>)

ふくしの保険

検索



## 地域福祉活動やボランティア活動の さまざまな行事における

- ◎主催者や参加者のケガ
- ◎主催者の賠償責任（主催者責任）  
を補償します



社会福祉  
法人 全国社会福祉協議会

〔本制度の契約形態〕

本制度は、ボランティア行事を実施する主催者ならびにその行事の参加者を被保険者（保険の補償を受けられる方）として全国社会福祉協議会が一括して損害保険会社と締結する団体契約です。

## 加入申込人（ご加入いただける方）

社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア、ボランティアグループ、団体\*

\*登録されている団体とは、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体、その他地域福祉活動の推進に取り組む団体です。なお、登録の方法は最寄りの社会福祉協議会にお問い合わせください。

## 被保険者（保険の補償を受けられる方）

ケガの補償 …行事参加者（主催者（個人）を含みます。）

賠償責任の補償 …行事主催者および共催者（参加者の実習を伴う行事の場合、行事参加者個人の実習中の損害賠償責任も補償します。）

## 対象となる行事

地域福祉活動\*やボランティア活動の一環として日本国内で行われる各種行事

\* 地域福祉活動とは、地域住民や関係団体、ボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会における福祉の問題に対し、また地域の福祉を高めるために取り組む活動です。

※1. 行政が主催する行事については、社会福祉協議会が共催・後援などの関連がないと対象になりません。

※2. 学校からの加入申込みの場合、先生、生徒を対象とした学校管理下（クラブ活動・課外指導中などを含みます。）にある行事は対象になりません。

※3. 不特定多数の参加者が見込まれるために参加者が否かを特定できない行事は対象になりません。

例)パレードにおいて沿道で観覧する不特定の方を対象とするような場合

ただし、パレードのスタッフ、参加者などあらかじめ特定できる方のみを対象とする場合は、この限りではありません。

※4. グループや団体の構成員のみで行う組織活動（総会など）や親睦行事は対象になりません。

## 補償期間（保険期間）

行事開催期間（加入手続完了日の翌日午前0時以降の行事開催日から補償されます。）

## 補償金額（保険金額）

Aプラン・Bプランとも（Aプランは熱中症補償付）

		保険金の種類	補償内容
ケガの補償	参加者本人のケガ	死亡保険金*1	500万円
		後遺障害保険金*1	500万円（限度額）
		入院保険金日額	3,500円
		手術保険金	手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍
		通院保険金日額*2	2,200円
賠償責任	対人事故	1名・1事故 2億円（限度額）*5	
	対物事故	1事故 1,000万円（限度額）*5	

## 保険料（1名あたり）

Aプラン(宿泊を伴わない行事)、Bプラン(宿泊を伴う行事)の2プランがあります。

Aプラン*3 (宿泊を伴わない行事)			
A1 行事		A2 行事	
1日 28円 (最低保険料 560円) (最低加入人数 20名)		1日 126円 (最低保険料 2,520円) (最低加入人数 20名)	
Bプラン*4 (宿泊を伴う行事)			
1泊2日(2日間)	210円	4泊5日(5日間)	312円
2泊3日(3日間)	259円	5泊6日(6日間)	317円
3泊4日(4日間)	264円	6泊7日(7日間)	322円

○行事開催地への往復途上のケガも補償の対象となります。賠償責任の補償は主催者責任が問われた場合のみ往復途上の事故も対象となります。

○登録研修機関がたんの吸引や経管栄養の実地研修を行った際の事故による損害賠償責任については、研修主催者はもちろん、研修参加者も補償の対象となります。

※ケガの補償の保険金は、健康保険・労災保険・生命保険・加害者からの賠償金などとは関係なくお支払いします。

※死亡保険金は死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は被保険者の法定相続人）に、その他の保険金は被保険者にお支払いします。

※ケガをされた時に既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、またはケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

\*1 死亡保険金および後遺障害保険金のお支払いは合計して、補償期間を通して死亡保険金額を限度とします。

\*2 次のような通院は、平常の生活または業務に支障がある通院ではないため、すべて通院保険金のお支払いの対象となりません。

●回復程度を確認するための通院・薬剤や診断書の入手、検査その他医師によるケガの治療行為を伴わない通院

●ケガが治った後または医師によるケガの治療行為が終了した後の消毒や包帯の取替えなど、簡単な処置だけの通院

\*3 Aプランにおける区分は、開催する行事の内容によって異なりますので行事区分表をご覧ください。

\*4 Bプランの行事で上記以外の日程については、別途お問い合わせください。

\*5 賠償責任の補償の限度額は、補償の対象となるリスクの種類（施設・業務遂行リスク、製造物・完成（引渡）作業リスク、受託物リスク）ごとに適用されます。

## お支払いする保険金の内容

	保険金の種類	補償内容
ケガの補償	死亡保険金	行事中の偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。
	後遺障害保険金	行事中の偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失われたり、その機能に重大な障害を永久に残された場合、その程度に応じて後遺障害保険金額の3～100%をお支払いします。
	入院保険金日額	行事中の偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院日数1日につき入院保険金日額をお支払いします。
	手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、事故発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けられたとき、入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍または40倍)を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。
	通院保険金日額	行事中の偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため医師の治療を受けられた場合、平常の生活または業務ができる程度に治った日までの通院(往診を含みます。)に対し、90日を限度として通院日数1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。
賠償責任の補償	①損害賠償金	被害者に対して支払う損害賠償金。賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。示談される際は、日本興亜損保の承認が必要です。
	②損害防止費用*	事故が発生した場合に損害を防止または軽減するための費用のうち、日本興亜損保が必要または有益であったと認められた費用
	③協力費用*	日本興亜損保が損害賠償請求の解決にあたる場合に、日本興亜損保の求めに応じて協力するために支出した費用
	④初期対応費用*	事故が発生した場合に、初期対応のために支出した費用(事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片付け費用など)。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の承認が必要です。(補償期間を通じて500万円限度。ただし、事故原因調査費用は1事故30万円限度)
	⑤争訟費用*	損害賠償責任の解決のために支出した訴訟・仲裁・和解・調停費用、弁護士報酬など。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。
	⑥争訟対応費用*	損害賠償責任の解決のために支出した意見書または鑑定書作成のために必要な費用など。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。(補償期間を通じて1,000万円限度)
	⑦権利保全費用*	他人に対して損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全、行使に必要な手続きをするための費用

\*結果的に損害賠償責任が発生しない場合でもお支払いします。

## 保険金をお支払いする主な例

### 〔ケガの補償〕

- ふれあい広場の会場で参加者が転んでケガをし通院した。
- ハイキングで引率のボランティアや参加者がケガをし通院した。
- 行事中に出た弁当が原因で食中毒(O-157)になり入院した。
- 行事終了後の帰宅途中に交通事故にあい参加者が亡くなられた。
- 行事参加者が熱中症になり入院した。(Aプランのみ補償します。)

### 〔賠償責任の補償〕

- (対人事故)
- 運動会会場の設営の不備で入場者にケガをさせてしまった。
  - 行事開催中、火災が発生し誘導ミスで参加者を死亡させてしまった。
  - キャンプで主催者の責任により食中毒が発生した。
  - ヘルパー養成講習会の参加者が実習中、お年寄りにケガをさせた。
- (対物事故)
- 研修会で主催者がクロークで預かった参加者の持ち物を紛失してしまった。

## 保険金をお支払いできない主な例

### 〔共通事項〕

- 保険の対象となる行事以外で発生した事故
- 地震・噴火・津波に起因する事故
- 戦争・暴動・労働争議・核燃料物質の有害な特性などによる事故
- 日本国外における事故

### 〔ケガの補償〕

- 故意または重大な過失による事故
- 急激・偶然・外来性のない事故
- 自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故
- 無資格運転、酒酔い運転をしている間の事故
- 脳疾患、疾病、心神喪失による事故
- むちうち症または腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見がないもの

### 〔賠償責任の補償〕

- 故意による事故
- 故意または重大な過失により法令に違反した製造物・作業による事故
- 加入者本人の持ち物の事故
- 自動車、車両(原動力がもっぱら人力によるものを除きます。)、船舶、航空機、銃器などに起因する事故
- 洪水に起因する事故
- 同居の親族に対する事故
- 医療行為(診察・治療・看護・疾病予防など)に起因する事故。ただし、介護職員等または喀痰吸引等研修受講者が行った特定行為による事故はこの限りではありません。
- 医薬品などの調剤、授与などに起因する事故
- あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師・理学療法士・作業療法士などがその資格に基づいて行う施術に起因する事故。
- 建築士・測量士などがその資格に基づいて行う業務に起因する事故
- 弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士などがその資格に基づいて行う業務に起因する事故

※自動車による事故は、行事参加者自身のケガのみが対象となり、対人・対物事故などの賠償責任については対象となりません。(自動車保険での補償となります。)

※自動車とは、道路交通法ならびに道路運送車両法に定義されているものをいい、ブルドーザー・パワーショベル・ユンボ・フォークリフト・クレーン車などを含まず。

# 行事区分表

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事が対象です。

Aプラン（宿泊を伴わない行事）			
	A1行事	A2行事	対象にならない行事
あ行	空カン拾い、歩こう会、慰安会、囲碁、いすとりゲーム、磯遊び（浜辺で行う程度）、いちご狩り、いも掘り、いも煮会、慰問（人形劇・歌程度）、エアロビクスダンス、映画観賞、遠泳、遠足、大縄跳び、お神楽、お茶会、お花見、オリエンテーリング（徒歩によるもの）、音楽鑑賞	アイススケート、アスレチック（アスレチック場で総合的に行うもの）、一輪車、ウィンドサーフィン、運動会、鶴飼体験、エアドーム・エアーマット（風船の中で飛び跳ねる、トランポリンのようなもの）、駅伝	オリエンテーリング（自動車によるもの）、いかだ下り、岩のぼり、枝はらい、大風あげ
か行	講習会、研修会、会議、会合、海水浴、街頭募金、河川清掃、貸しポート乗り、川原遊び（ゲーム、水遊び程度）、草むしり（草刈機など電動器具を使用しない場合）、クリスマス会、グラウンドゴルフ、栗拾い、ゲートボール、ゲートゴルフ、健康増進教室（体力テスト、血圧測定程度）、工作（子ども対象程度）、昆虫採集、ゴルフ、ゴムポート遊び（川下りを除く）、コンサート	カヌー教室（プールで行う場合）、機械、体操、キックベースボール、騎馬戦、キャンプ、キャンプファイヤー、競歩、車いすジョギング、車いすバスケットボール、車いすマラソン、クロスカントリー（スキーを使用しないもの）、剣道、交通安全自転車キャラバン隊、子供祭り（紙のみこしかつぎ）	化学実験、カヌー教室（川・湖で行う場合）、カヌー競漕、川下り（観光用のライン下り以外）、義勇消防団の訓練、草むしり（草刈機など電動器具を使用する場合）、鞍馬の火祭り、クルーザー遊覧、交通指導・補導員契約、草スキー、けんかみこし、硬式野球
さ行	魚の放流、施設見学会、食事会、山菜とり、潮干狩り、自然観察、ジャズダンス、柔軟体操、シュノーケル、植物採集、除草（草刈機など電動器具を使用しない場合）、森林浴、水泳、ストレッチ体操、スノーボード（プラスチック製）、清掃（海岸、公園、河川など）、ソフトボール、植樹祭（公園で行う記念植樹程度のもの）	サイクリング、サイクルオリエンテーリング、サイクルロードレース、魚釣り（船を使用するものを除く）、消火訓練（一般市民、学童などが行う程度）、新体操、自転車障害物競争、自動二輪安全運転講習会、乗馬、ジョギング、スーパースライダー、スケート、聖火リレー、雪上運動会（スキーを使用しない場合）、船上パーティー	魚釣り（船を使用）、サッカー、サーフィン、下草刈り、柔道、少年補導、消防団の訓練、植林、除草（草刈機など電動工具を使用する場合）、水上スキー、スキューバダイビング、スキー、スノーボード、相撲、雪上運動会（スキーを使用する場合）、自動車安全運転講習会、そり
た行	体力テスト、炊き出し、田植え、卓球、七夕祭り（笹の飾り付け程度）、ダンスパーティー、ちょうちん行列、釣教室（建物内で行うもの）、釣堀での釣、テニス、灯籠流し、ドッジボール、トリム体操、豚汁会、どんど焼き	体操（床運動、鞍馬、つり輪、跳馬、鉄棒、平行棒、平均台など）、タイムマラソン、チアリーディング、着衣水泳（防災訓練を準用）ツウリング（自転車、自動二輪）、トライアスロン（水泳・自転車・マラソンの競争）、トランポリン	だんじり祭り、山車に参加する祭り、登山（ピッケルなどを使用する場合）、トライアスロン（スキー、ポートを含むもの）、ツウリング（自動車）、出初式、高飛び込み
な行	人形劇、納涼パーティー（船を使用しない場合）、ネットボール（バレーボール形式）	軟式野球、ネットボール（バスケットボール形式）、納涼船、納涼大会（船を使用する場合）	長靴ホッケー、人間ばんば競技、日本拳法、熱気球搭乗、ねぶた祭り、野焼き
は行	ハイキング、花火見物、花火大会（市販程度の花火）、バーベキュー、バザー、バレーボール、バドミントン、飯ごうすいさん、ボウリング、ポート教室（手漕ぎポートを使用）、盆踊り	ハッケーサック、ハンドベースボール、ハンドボール、バスケットボール、パレード（自動二輪、自転車）、避難訓練・防災訓練（一般市民・学童が行う程度）、フィールドアスレチック、フットベースボール、ポートボール、豊漁祭（船から稚魚を放流する程度のもの）	博多山笠、バッテリーカー、廃品回収（空カン、ペットボトルの回収を除く）、フットサル、フリークライミング、ホッケー、防犯・防火パトロール、棒もて、ポディボード、盆踊りのやぐら組立・解体
ま行	まつたけ狩り、豆まき、水遊び、みかん狩り、模擬店、もちつき	祭り（火渡りの神術、炭の上渡り、漁船の海上パレード、火縄銃をうつなど）、マラソン、湖の氷上でのわかさぎ釣り、ミニアスレチック、ミニバスケットボール、ミニマラソン、もち投げ祭り	祭り（山車・みこしに参加するもの、火祭りなど）、ミニサッカー
や行	やきいも会、雪かき（屋根などの高所作業を除く）	野球教室、遊覧船、ヨット教室	やぐらなどの組立・解体、山焼き、雪おろし、遊覧ヘリコプター、流鏝馬、ヨットレース
ら行	ラジオ体操、リズム体操、りんご狩り、リンボードダンス、料理教室、老人スポーツ大会（血圧測定、輪投げ、パン喰い競争など）	ライン下り（観光客対象程度）、陸上競技（短距離、中距離、長距離、競歩、幅跳び、砲丸投げ、円盤投げ、やり投げ、ハンマー投げ、高跳びなど）、ローラースケート	ラクロス、ラグビー、レスリング、レガッタ、ローラーホッケー
わ行	輪投げ、わら細工、綿菓子作り、ワンバウンドバレーボール、わらび狩り	わかさぎ釣り（湖の氷上で行うもの）	

## Bプラン（宿泊を伴う行事）

行事の種類は問いません。

※A1、A2が混在する行事はA2の取扱いになります。

※上記行事の例に記載のない行事につきましては、福祉保険サービスまたは日本興亜損保までお問い合わせください。

※「障害者スポーツ大会」「老人スポーツ大会」などについては、実施するスポーツ内容に照らし合わせて行事区分を決定します。（血圧測定、輪投げ、パン喰い競争程度のもはA1となります。）

## 加入申込手続き

- ①「**加入依頼書**」に必要事項をご記入・ご署名（フルネーム）またはご捺印ください。
  - ※法人の場合は必ず法人印をご捺印ください。
  - ※必ず「加入依頼書」に添付されている「重要事項説明書」および「ご契約内容確認事項（意向確認事項）」を受領・確認し、「個人情報の取扱いに関する説明事項」に同意した上でお申し込みください。
- ②所定の払込用紙（社協コードを必ず記入）を使用して、保険料を全国社会福祉協議会の指定口座にお振り込みください。
- ③「加入依頼書」の 3 枚目に所定の「振替払込受付証明書」を貼付し、最寄りの社会福祉協議会の確認印を取り付け、専用封筒にて全国社会福祉協議会「ボランティア関係保険制度」係宛にご送付またはご提出ください。**B プラン（宿泊を伴う行事）の場合は、「参加者名簿」（氏名・満年齢の記載されたもの）を 2 部ご用意いただき、1 部は社会福祉協議会にご提出、1 部は加入依頼書に添付してご送付ください。**
- ④「加入依頼書」の 4 枚目に社会福祉協議会の確認印が捺印されたものが「加入証」となります。大切に保管してください。

## 加入手続き時の留意点

- 行事の開催日前日までに手続きを完了させてください。
- A プランは、1 行事ごとの延参加人数でご加入ください。（延参加人数＝1 日の参加者全員の人数 × 行事開催日数）
  - 1 行事とは…○同一主催者が行う同一行事が連続して 2 日間以上にわたる場合にはこれを 1 行事とします。
  - ホームヘルパー養成講習会に限り、その全課程を 1 行事とみなします。
  - ただし、実習日みの加入は各日を 1 行事とみなします。
- A プランは、行事の内容により保険料が異なります。  
開催する行事の内容を行事区分表に照らし合わせ、該当する区分にてご加入ください。  
行事区分でご不明な点がございましたら福祉保険サービスまたは日本興亜損保までお問い合わせください。
- A プランにおける 1 行事の最低加入人数は 20 名です。  
したがって、1 行事の最低保険料は、A1 区分の場合 560 円、A2 区分の場合 2,520 円となります。
- 共催で行われる行事の場合、共催者名を加入依頼書の「行事共催者」欄にご記入ください。
- 行事中止・延期・延長・短縮・参加者数の増加減少などの変更があった場合は、ただちに日本興亜損保までご連絡ください。
- B プランの行事で宿泊日数の異なる参加者がいる場合、宿泊日数ごとに保険料を計算してください。（B プランは最低加入人数はありません。）
- 1 行事の同一参加者について、A プランと B プランの両方に加入することはできません。また宿泊を伴う行事に A プランで加入することはできません。

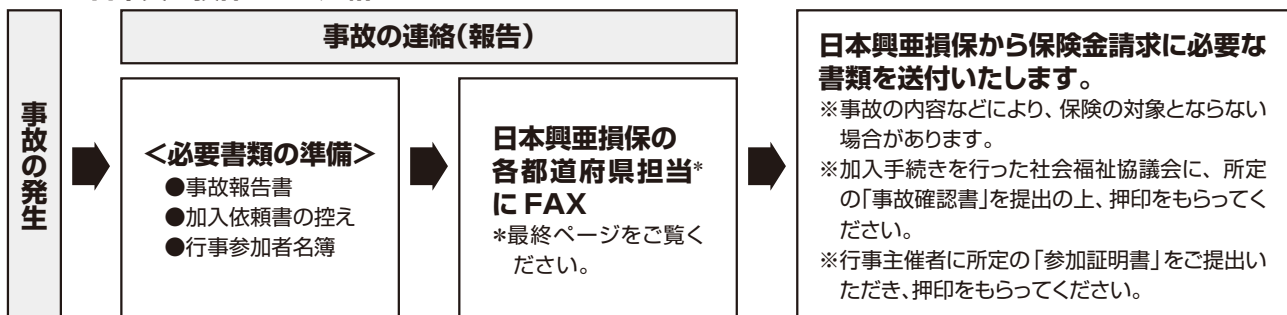
### 【名簿の取扱いについての大切なお知らせ】

参加者名簿の取扱いについて、改めてご確認ください。（従来と変更はありません。）

- Aプラン（宿泊を伴わない行事）の場合**：加入申込人は行事参加者名簿の備付けをしてください。
  - ※加入申込時に名簿の提出義務はありませんが、事故発生時に名簿または参加証明書を提出できない場合は、保険金をお支払いできない場合があります。なお、参加者人数の把握はできても、行事開催時までに参加者名簿の備え付けができない行事はご加入いただけません。
- Bプラン（宿泊を伴う行事）の場合**：加入申込手続き時に行事参加者名簿（氏名・満年齢が記載されたもの）を 2 部ご提出ください。

## 事故が起これば

ただちに、日本興亜損保までご連絡ください。



※ただちにご連絡いただけませんと、保険金を削減してお支払いする場合がありますので、ご注意ください。

※保険金請求権につきましては時効（3年）がありますのでご注意ください。

※賠償事故の場合、示談に際して日本興亜損保の承認が必要ですので、必ず事前にご相談ください。

日本興亜損保の承認なしに示談された場合には、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

※事故報告書はふくしの保険ホームページ（<http://www.fukushihoken.co.jp>）からダウンロードするか、最寄りの社会福祉協議会からお取り寄せください。

# 日本興亜損保都道府県別担当一覧 (平成24年12月現在)

本制度の内容・事故などについては下記までお問い合わせください。

都道府県	日本興亜損保担当	〒	住 所	電話番号	FAX
北海道	札幌支店営業第三課	060-0042	札幌市中央区大通西 5-11-2	011-221-8051	011-218-2615
青 森	青森支店営業課	030-0823	青森市橋本 1-7-2	017-777-7171	017-773-6676
岩 手	岩手支店営業課	020-0021	盛岡市中央通 3-12-5	019-624-1411	019-624-1483
宮 城	仙台支店営業第二課	980-0014	仙台市青葉区本町 1-14-21	022-262-5901	022-265-7930
秋 田	秋田支店営業課	010-0921	秋田市大町 2-6-46	018-823-1340	018-823-1384
山 形	山形支店営業課	990-0044	山形市木の実町 8-3	023-624-5281	023-629-8702
福 島	福島支店福島支社	960-8031	福島市栄町 9-12	024-523-3165	024-525-3065
茨 城	水戸支店営業第一課	310-0021	水戸市南町 2-4-46	029-221-9101	029-221-0083
栃 木	栃木支店営業第三課	320-0807	宇都宮市松が 峰 1-3-16	028-635-8171	028-639-1485
群 馬	群馬支店営業課	371-0023	前橋市本町 2-11-2 富士オートビル 5 階	027-221-4421	027-221-1801
埼 玉	埼玉支店営業第二課	330-9509	さいたま市大宮区桜木町 2-285-2 日本興亜大宮ビル 2 階	048-658-6513	048-658-6544
千 葉	千葉支店営業第二課	260-8505	千葉市中央区千葉港 8-4	043-247-7727	043-243-3197
東 京	公務部医療・福祉法人課	100-8965	千代田区霞が関 3-7-3	03-3593-6245	03-3593-7102
神奈川	横浜支店営業第一課	231-0007	横浜市中区弁天通 5-70	045-201-6720	045-662-6859
新 潟	新潟支店営業第三課	951-8067	新潟市中央区本町通七番町 1082	025-223-3501	025-229-5276
富 山	富山支店営業課	930-0005	富山市新桜町 6-24	076-441-3717	076-441-4261
石 川	北陸支店営業第二課	920-0869	金沢市上堤町 2-28	076-231-3293	076-260-4064
福 井	福井支店営業第二課	918-8003	福井市毛矢 2-7-5	0776-34-6010	0776-33-7318
山 梨	山梨支店営業課	400-0858	甲府市相生 1-4-23	055-237-7332	055-226-8926
長 野	長野支店長野営業課	380-0936	長野市岡田町 218-11	026-228-7384	026-264-7056
岐 阜	岐阜支店営業第三課	500-8666	岐阜市都通 4-8	058-253-9813	058-254-9039
静 岡	静岡支店営業課	422-8577	静岡市駿河区八幡 2-16-1	054-284-2491	054-202-7011
愛 知	名古屋支店営業第三課	460-8636	名古屋市中区錦 1-16-20	052-231-9419	052-231-9492
三 重	三重支店営業第二課	514-0838	津市岩田 13-28	059-225-8307	059-228-1097
滋 賀	滋賀支店営業課	520-0051	大津市梅林 1-3-10 滋賀ビル 6 階	077-523-3130	077-522-2078
京 都	京都支店営業第二課	600-8102	京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町 801	075-343-6615	075-343-6618
大 阪	大阪営業第二部第二課	550-8577	大阪市西区江戸堀 1-11-4	06-6449-7555	06-6459-1422
兵 庫	神戸支店営業第二課	650-0023	神戸市中央区栄町通 4-2-16	078-351-2911	078-351-2653
奈 良	大阪南支店奈良営業課	630-8115	奈良市大宮町 2-4-25 MY 奈良大宮ビル 4 階	0742-36-9700	0742-36-0136
和歌山	和歌山支店営業課	640-8150	和歌山市十三番丁 12 番地	073-431-3421	073-435-3701
鳥 取	山陰支店鳥取支社	680-0047	鳥取市上魚町 45	0857-23-6231	0857-27-6232
島 根	山陰支店営業課	690-0065	松江市灘町 1-7	0852-22-3773	0852-22-7448
岡 山	岡山支店営業第二課	700-0913	岡山市北区大供 2-2-5	086-225-2083	086-235-5171
広 島	広島支店営業第三課	730-0031	広島市中区紙屋町 1-2-22 広島トランヴェールビルディング 9 階	082-247-7069	082-247-7046
山 口	山口支店営業課	753-0821	山口市葵 1-2-37	083-922-5514	083-923-8053
徳 島	四国支店徳島支社	770-0939	徳島市かちどき橋 1-25	088-654-4141	088-625-3904
香 川	四国支店営業第一課	760-0056	高松市中新町 2-8	087-833-3212	087-861-7748
愛 媛	愛媛支店営業課	790-0811	松山市本町 3-5-11	089-932-2235	089-932-2291
高 知	四国支店高知営業課	780-0870	高知市本町 4-2-40 ニッセイ高知ビル 3 階	088-824-1717	088-802-4005
福 岡	福岡中央支店営業第二課	810-8666	福岡市博多区中洲中島町 2-8	092-272-3502	092-272-1381
佐 賀	西九州支店営業課	840-0815	佐賀市天神 2-2-37	0952-24-1271	0952-25-1291
長 崎	西九州支店長崎支社	850-0032	長崎市興善町 2-21 明治安田生命長崎興善町ビル 5 階	095-826-0274	095-825-7624
熊 本	熊本支店営業課	860-0012	熊本市紺屋今町 1-23	096-355-0351	096-359-6463
大 分	福岡支店大分営業課	870-0047	大分市中島町 1-1-3	097-534-7070	097-534-8722
宮 崎	南九州支店宮崎営業課	880-0806	宮崎市広島 2-5-16	0985-27-5119	0985-28-3658
鹿 児 島	南九州支店鹿児島営業課	890-0053	鹿児島市中央町 11 鹿児島ターミナルビル 6 階	099-250-7728	099-803-0588
沖 縄	福岡中央支店沖縄支社	900-0029	那覇市旭町 112-1 金秀ビル西館 4F	098-862-4087	098-862-3586

- このパンフレットは、保険の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、福祉保険サービスまたは日本興亜損保にお問い合わせください。
- この保険契約は、普通傷害保険・行事参加者の傷害危険補償特約 (A プラン)・国内旅行傷害保険 (Bプラン)・総合賠償責任保険 (A・Bプラン) で構成されています。
- この保険契約は、下記の保険会社が共同で引受ける共同保険契約であり幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行っております。引受保険会社は連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。  
【引受保険会社】日本興亜損害保険株式会社 70%<幹事保険会社> 株式会社損害保険ジャパン 15% 東京海上日動火災保険株式会社 15%
- 「損害保険契約者保護機構」による契約者保護について  
引受保険会社の経営が破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このうち引受保険会社が破綻した場合、傷害保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金や返れい金などは80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した事故の保険金は全額が補償されます。【平成24年12月現在】  
※「損害保険契約者保護機構」の詳細につきましては、日本興亜損保までお問い合わせください。
- 保険金の代理請求人制度について  
被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者や、配偶者がいないときは3親等以内のご家族が、代理請求人として保険金を請求することができますので、代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

## お問合せは

### 取扱代理店

株式会社 **福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL **03-3581-4667** FAX **03-3581-4763**

〈受付時間：平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。〉

## 団体契約者

 社会福祉 法人 **全国社会福祉協議会**  
総務部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル  
TEL **03-3581-7851**

## 引受損害保険会社

(幹事会社) **日本興亜損害保険株式会社**  
公務部 医療・福祉法人課

〒100-8965 東京都千代田区霞が関 3-7-3  
TEL **03-3593-6245** FAX **03-3593-7102**  
株式会社損害保険ジャパン・東京海上日動火災保険株式会社